

ちゅーりっぷニュースレター

※本紙の名前は、チューリップの花言葉の「博愛」「思いやり」から命名しました。

Human Rights News Paper Zentsuji

善通寺市市民生活部人権課

Vol.7

2023/12 発行



香川県教育委員会他
スクールソーシャルワーカー

藤澤 茜 (ふじさわ あかね)

子どもの権利 とは？

～子どもの想いを、
聴いていますか？～

- ①差別の禁止
- ②子どもの最善の利益
- ③生命、生存及び発達に対する権利
- ④子どもの意見の表明



そして、11～40条において様々な権利が定められており、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの柱があります。

これらの「子どもの権利」を守ることは、具体的に何をどうしたらいいのでしょうか。

私は、「子どもの権利を守ることにあたり、重要視しているのが、「子どもの意見表明権」です。学校を基盤にソーシャルワークを行う際、「こども本人の思いは？」や「誰のための何の支援なのか」を常に意識しています。

その際に思い出すのが、我が子とのエピソードです。0歳の子どもが「あれが欲しい」とジェスチャー等で泣きながら表現しているのに即対応できませんでした。子どもは眠たい時間帯でもあったので寝かせてしまえばよかったですのかもしれません。しかし、子どもが望んだ物を渡せた瞬間に寝入った表情を見て、子どもの想いに応えることの大切さを感じました。15分程のやりとりがそれ以上の時間に感じる程の辛さでしたが、子どものことを見ている上で「観る」ことができないことに共に、サインを受け取る側によって子どもの想いは理解してもらえないことを体感しました。そして、0歳の子どもも思いを持ち、その子なりの表現方法で必死に伝えていることも改めて感じました。

併せて、日々子どもたちと話していると、子どもたちの深い想いや発想の面白さを感じます。「どうしてそう思うの？」と聞くと、子どもの考えの背景もしっかりと教えてくれますよ。

さて、私たちおとなは、子どもの想いをどれだけ理解し、対話できているのでしょうか。本当に「子どものため」になっていますか。おとなのために子どもが合わせていませんか。「子どもの権利」を守るために、まずは子ども抜きで語らない、子どもの想いを聞くことやその想いを聞くことができる関係性の構築が大切だと思います。

こども家庭庁の創設とともに、こども基本法が施行され、教育現場では「生徒指導提要(改訂版)」に「子どもの権利」が明記されました。「子どもをまんなかに」や「子ども主体に」と言うのは簡単です。まずは、身近な子どもたちとの対話を重ね、子どもの想いに触れることが、「子どもの権利」を守る一歩になると、私は思っています。

※1：児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の詳細は、

ユニセフのホームページ https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html をご確認ください。

令和5年12月10日

世界人権宣言が採択されてから75周年を迎えます

…世界人権宣言 前文…（※前文…「世界人権宣言」がどのような理由で作られたかを説明した文章）

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

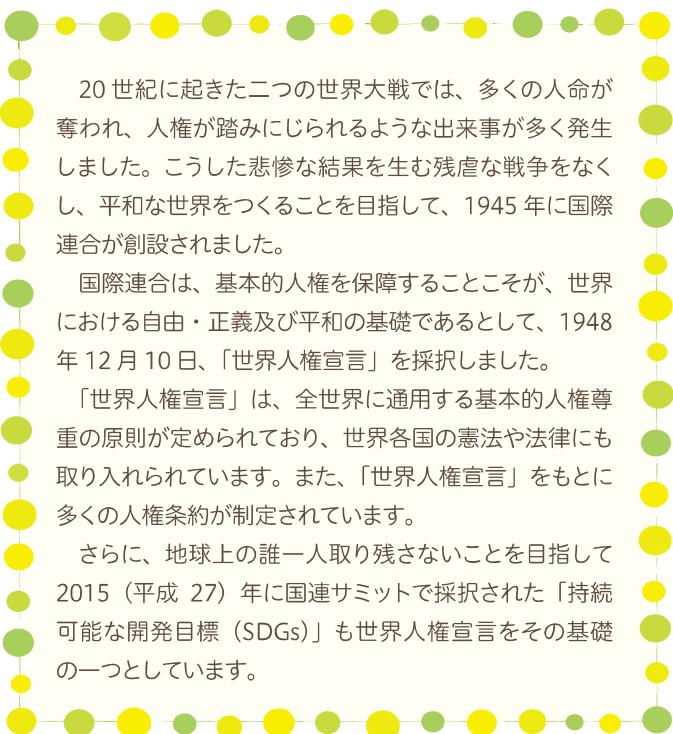
諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。



20世紀に起きた二つの世界大戦では、多くの人命が奪われ、人権が踏みにじられるような出来事が多く発生しました。こうした悲惨な結果を生む残酷な戦争をなくし、平和な世界をつくることを目指して、1945年に国際連合が創設されました。

国際連合は、基本的人権を保障することこそが、世界における自由・正義及び平和の基礎であるとして、1948年12月10日、「世界人権宣言」を採択しました。

「世界人権宣言」は、全世界に通用する基本的人権尊重の原則が定められており、世界各国の憲法や法律にも取り入れられています。また、「世界人権宣言」をもとに多くの人権条約が制定されています。

さらに、地球上の誰一人取り残さないことを目として2015（平成27）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」も世界人権宣言をその基礎の一つとしています。

「誰かのことじゃない

～みんなで築こう 人権の世紀～

同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障害者・性的少数者・外国人・HIV感染者・ハンセン病回復者・犯罪被害者などに関する人権問題、インターネットによる人権侵害など、様々な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人ひとりが様々な人権問題を、「誰か」の問題ではなく、自分の問題として捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが大切です。

私たち一人ひとりが人権の大切さについて正しく理解し、お互いの人権を尊重することにより、全ての人が笑顔で暮らせる平和で豊かな社会を目指しましょう。



12月4日から12月10日までは人権週間です。この機会に、人権について考えてみませんか。